

# 第1次報告書案に対する 構成員からの質問について

---

令和4年11月28日

事務局

# 第1次報告書案に対する質問一覧

番号	提出者	項目	該当箇所	ページ	質問の内容	検討会としての考え方(案)
1	北俊一	1-1 基本方針	1ポツ目 “携帯電話事業者(株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、沖縄セルラー電話株式会社)は、一般の通話やデータ通信、緊急通報機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式(S6a 接続及びS8HR接続)による事業者間ローミングをできる限り早期に導入する。(図2参照)”	3ページ	質問)「フルローミングをできる限り早期に実現すべき」という基本方針に賛同いたしますが、これまで候補に挙がっていた呼び返しなしのローミング(いわゆるLBO方式)を排除した理由について、ご説明ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● LBO方式では緊急通報受理機関が必要とする呼び返しや一般の通信(通話、データ通信)が対応不可であるため、対象にできる通信範囲の観点から、検討対象から除外しました。</li> <li>● また、LBO方式は、フルローミング方式と同じく事業者間接続(S6a/S8)が必要となるため、設計・開発・テストに相当な期間を要し、早期の導入効果については不明確です。</li> <li>● LBO方式はフルローミングに近い事業者間接続が必要になることから、当初からフルローミングの実現を目指して取り組みを集中する方が効率的と考えられます。</li> </ul>
2	北俊一				質問)LBO方式の実現には、緊急通報に係る技術基準等の変更等が必要だとは思いますが、フルローミングを実現する過程において、追加費用をさほどかけずに、LBO方式が実現できるだとすれば、LBO方式を先行して実現するという考え方もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。	

# 第1次報告書案に対する質問一覧

番号	提出者	項目	該当箇所	ページ	質問の内容	検討会としての考え方(案)
3	北俊一	1-1 基本方針	7ポツ目1矢印目 ”コアネットワークに障害が発生し、緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式の導入“	3ページ	質問)コアネットワーク障害時にも対応するため、「緊急通報の発信のみを可能とするローミング方式について引き続き検討する」とのことですが、これは「SIMなし端末発信」のことを指していると思いますが、なぜ「SIMなし端末発信」という言葉を使わなくなったのでしょうか。他の実現方法も考えられているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで「SIM無し端末発信」と呼称してきた方式は、コアネットワークに障害が発生し、利用者認証及び緊急通報機関からの呼び返しができない場合に「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式を意味します。</li> <li>● このような方式は、携帯端末におけるSIM有り・無しの状態は無関係となるため、誤解を防止するためにも、名称を「緊急通報の発信のみを可能とするローミング方式」と改めました。</li> </ul>
4	北俊一				質問)「SIMなし端末発信」がフルローミングよりも早期に実現可能なのであれば、非常時において一人でも多くの救える命を救うため、先に実現するという考え方もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式は、比較的短期に導入できる可能性があります。</li> <li>● 一方、本方式は、呼び返しができない等の課題があり、更なる議論が必要であるため、「4. 今後の継続課題」において今後の課題に位置づけたものです。</li> </ul>
5	北俊一				質問)「SIMなし端末発信」を利用するには、ユーザー自身がSIMカードを抜く必要があるのか、eSIMの場合はどのように利用するのか、についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「SIM無し端末発信」については、SIMカードが入っていない前提ですので、抜く必要があります。</li> <li>● eSIMの場合はeSIMのデータを削除する必要があります。</li> </ul>

# 第1次報告書案に対する質問一覧

番号	提出者	項目	該当箇所	ページ	質問の内容	検討会としての考え方(案)
6	堀越功	1-5 緊急通報に係る技術基準	<p>2,3ポツ目</p> <p>“その一方、障害が発生した電気通信設備の部位によっては、緊急通報に係る技術基準の一部を満足できないローミングの運用パターンも想定される。”</p> <p>“なお、携帯電話事業者は、通信事故の防止及び通信ネットワークの強靱化に最大限の努力を払うとともに、上記のようなケースの障害であっても、技術基準に適合する形での事業者間ローミングの実施に努めることとする。”</p>	4ページ	<p>質問)2ポツ目で「緊急通報に係る技術基準の一部を満足できない(中略)パターンも想定される」とある一方、3ポツ目で「技術基準に適合する形での(中略)ローミングの実施に努めることとする」で結んでいます。結局、呼び返し等の技術基準への適合はマストとする意味でしょうか？それとも「努めて」一部を満足できなかった場合も許容するのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、事業者間ローミング実施時においては、緊急通報に係る技術基準への適合は必要となります。</li> <li>● その一方、障害が発生した電気通信設備の部位によっては、例外的に呼び返し等の技術基準を満足できないローミングの運用パターンも想定され、法令上の取り扱いについては別途検討する必要があります。</li> <li>● なお、コアネットワークに障害が発生したとしても、HSS(加入者データベース)や緊急通報機関の呼び返しを受けるゲートウェイ設備を予め冗長化しておく等の努力は求められると考えます。</li> </ul>
7	堀越功	2-2 事業者間の公平性の確保	<p>2ポツ目</p> <p>”大規模災害や通信事故等により障害が発生した被災事業者に対してローミングサービスを提供する際は、提供する側の救済事業者の設備容量逼迫を軽減しつつ、被災事業者の利用者をより多く救済できるようにするためにも、他の全ての携帯電話事業者がその設備容量の範囲内で、救済事業者として一斉にローミングサービスを提供する。”</p>	6ページ	<p>質問)「被災事業者の利用者をより多く救済できるようにするために、他の全ての携帯電話事業者が(中略)救済事業者として一斉にローミングサービスを提供する」とあります。例えばA社のネットワークに障害が発生し、B、C、D社で救済する場合、特定のB社による救済が集中しないように、B、C、D社でロードバランシングできるようなローミングの仕組みはあるのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在のところ、事業者間ローミングにおける救済事業者のネットワーク選択は、携帯端末の設定操作時、利用者によって任意に選択されることになる予定のため、ロードバランスの機構は困難と考えてます。</li> </ul>